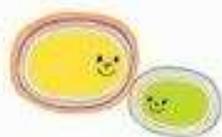


2025年度

# 重要事項説明書



社会福祉法人 にじのこ福祉会

岡山協立保育園



## 1. 事業の目的

岡山協立保育園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

## 2. 運営の方針

- (1) 当園は、園児に良質かつ適切な保育と健やかな成長に必要な環境を提供します。
- (2) 当園は、園児の気持ちや人格を尊重し、常に園児の立場に立って保育を提供します。
- (3) 当園は、園児の健全な成長のため、地域、家庭、行政ほか関係機関との連携に努めます。
- (4) 当園は、児童福祉法や子ども・子育て支援法など子ども・子育て支援に関する法令等に従い、適切な施設運営を行います。

### 保育方針

- ・一人ひとりを大切にする
- ・父母の労働を保障する
- ・父母と園が連帯を持って地域の人々の信頼と協力を得ながら保育の輪を広げる
- ・職員は保育の向上と充実に向けて学習に努める

### 保育目標 =めざす子ども像

- ・健康な子ども
- ・生活や遊びをつくりだす子ども
- ・ともだちと共に育つ子ども
- ・はたらく喜びがわかる子ども

## 3. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 にじのこ福祉会
代表者氏名	理事長 木村 高清
法人の所在地	岡山県岡山市中区桜橋三丁目1番51号
法人の連絡先	電話番号 (086) 272-4111 FAX番号 (086) 272-4171 Eメール waiwai-kyoritsuhoiku@sweet.ocn.ne.jp

#### 4. 岡山協立保育園の概要

名称	岡山協立保育園
所在地	岡山県岡山市中区桜橋三丁目1番51号
認可年月日	昭和41年10月1日
連絡先 ホームページ	電話番号 (086) 272-4111 FAX番号 (086) 272-4171 URL <a href="http://waiwai-kyoritsu.sakura.ne.jp/">http://waiwai-kyoritsu.sakura.ne.jp/</a> Eメール waiwai-kyoritsuhoiku@sweet.ocn.ne.jp
園長氏名	坪中弘子
利用定員	満3歳以上～就学前の子ども 60名(2号認定) 満1歳以上～満3歳未満の子ども 40名(3号認定) 満1歳未満の子ども 20名(3号認定) (保育対象年齢 生後57日目から就学前まで)
実施する事業	延長保育事業、一時預かり事業
嘱託医	小児科・岡山協立病院 医師 川口まゆみ 歯科・岡山協立病院 医師 伊藤真午 〒703-8511 岡山市中区赤坂本町8-1 電話 086-272-2121(代)

#### 5. 施設・設備の概要

敷地	4180.52 m <sup>2</sup>
建物	鉄骨造 平家建て 延べ床面積 1144.470 m <sup>2</sup>
施設の内容	乳児室2室 53.63 m <sup>2</sup> 、ほふく室2室 79.56 m <sup>2</sup> 、保育室5室 248.44 m <sup>2</sup> 、遊戯室2室 185.05 m <sup>2</sup> 、給食室 59.84 m <sup>2</sup> 、調乳室 18.28 m <sup>2</sup> 、乳幼児用トイレ 7箇所、一時預かり室 69.56 m <sup>2</sup> 屋外遊技場 2260.6 m <sup>2</sup>
設備の種類	冷暖房、空気清浄機、プール、 屋上(芝生)、3未プレイコート2箇所、園庭2箇所 半屋内遊戯スペース(固定遊具設置)

## 6. 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日	開園時間	保育提供時間	延長保育時間	休園日
月曜日 ～ 土曜日	7時00分 ～ 18時00分	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保育標準時間</div> 7時00分～ 18時00分  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保育短時間</div> 8時30分～ 16時30分	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">遅番延長保育</div> 18時00分～ 19時00分  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">短時間延長保育</div> 7時00分～ 8時30分 又は 16時30分～ 18時00分  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">遅番延長保育</div> 18時00分～ 19時00分	*土曜日は、 18時以降の 延長保育はあ りません  ・日曜日 ・国民の祝日 ・年末年始 (12月29日 ～1月3日)
一時保育	開園日 ・月～金  開園時間 ・7時30分～18時00分		休園日 ・土曜日・日曜日・国民の祝日 ・年末年始(12月29日～1月3日)	

## 7. 職員体制

### 職員名 + 嘱託医名 (2025年4月1日現在)

職名	人数	職名	人数
園長	1名	栄養士	栄養士 2名
主任	保育士 2名	調理師	1名(非正規)
副主任	保育士 3名 事務 1名	保育補助	3名(非正規)
保育士	21名 (正規 10名) (非正規 11名)	事務員	1名(非正規)
看護師	1名(非正規)	嘱託医	小児科 1名 歯科 1名

※当園は、「岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岡山市条例第96号)」に定める職員配置基準を遵守するため、利用定員を超過して園児を受け入れる場合等においても、上記に定める員数のほか必要に応じて職員を配置することとしています。

## 8. 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）及び当園が定める全体的な計画に基づき、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### （1）特定教育・保育及び延長保育事業の提供

6に記載する時間において保育を提供します。保育の内容については以下の通りです。

#### 各年齢の保育目標と指導内容

##### 0歳児保育目標「よく食べ、よく眠り、よく遊ぶ子ども」

0歳児は、生理的欲求が満たされることで安定した生活がおくれるようになります。また、特定の大人（担当保育士）に欲求を受けとめられ関わってもらうことで、人との信頼関係を築いていきます。「生命の保持」と「情緒の安定」が保障されることで、子どもは探索要求を高め、自ら周りの環境に働きかけていきます。このことで、運動発達をはじめ知的発達、情緒の発達が促されます。私たちの園では、上記の実現のために「流れる日課」と「育児担当制」に取り組んでいます。

0歳児は発達が著しい時期なので、一人ひとりの発達段階をつかみ、自ら「五感」を使って遊べるような環境を整えます。保育士は、遊びや生活の中で、子どもの表情やしぐさ、泣き声、喃語などから、一人ひとりの要求をつかみ、その子の気持ちを言葉にして伝えることを大切にします。また、子ども自身が大人に対して、自分の要求を安心して表現できることを大切にしています。

##### 1歳児保育目標「体ごと思い切って遊べる子ども（歩行の確立・道具の使用）」 「自分の要求を身体や言葉で表現できる子ども」

1歳児は、0歳児期の基本的信頼関係を基に、自由に身体を動かして自分のやりたいことを実現しようと要求する時期です。また、自分の願いを具体的な行動として表現する力が「だだこね」のような形として表れる「自我の芽生え」の時期でもあります。遊びの中で目的をもって身体を動かすことを繰り返し楽しむことで、全身運動を通し、運動機能の発達や歩行の確立を目指します。また、道具を操作することを繰り返し楽しむことで、手先の機能が分化し、物の性質や因果関係を知ることができるようになります。私たちは、子どもが自ら選び繰り返し遊べるために、子どもの発達段階に応じた道具や空間を準備し、励ましたり認めたりする中で、達成感を味わえるようにします。

自分の要求をさかんに表現する時期なので、0歳時期と同様に、保育士が子どもの要求を言葉に置き換えて共感し受けとめます。そして、「1歳児ならではの自我」を尊重するため、自分で選べられるように「〇〇と××どっちがいい…」など、自己決定できる場面を豊かに保障します。子どもは自分の要求を受けとめられた安心感から、相手の気持ちも受け入れようとし始めます。この経験が、自分の気持ちを調整する力につながると考え取り組みます。

## 2歳児保育目標

「身の回りのことは自分でしようとし、心地よい生活がおくれる子ども」

「いろんなことに興味を持って自ら関わる子ども」

2歳児は生活習慣の自立や言語理解がすすみ、運動発達においても目と手足を協応させた様々な動きができるようになってくる時期です。身の回りのことを、自分でできることの心地よさが感じられる生活をつくります。私たちは、一人ひとりが自分で出来る到達点をつかみ、大人が何でもしてあげるのではなく、個別に必要なところだけ援助していくことを大切にします。

また、2歳児の子どもは、自分でできることが増えてくる半面、新しいことに対してできるかどうか不安に感じたり、わからないことには挑戦しようとしめない時期でもあります。この時期を保育する保育士は、子どものできることに注目するだけでなく、やりたいけどできないという「心の葛藤」を乗り越えていく子どもの姿を捉えるように心がけ保育したいと思います。例えば、自分の得意なことを繰り返し楽しむ姿は、自信を持ち、達成感を味わい、新しいことや苦手なことにも挑戦できるようになるための心の準備（自己肯定感の形成）をしている姿として捉えます。また、身近な環境への興味や関心が高まる時期なので、自らの経験を再現して遊ぶことを繰り返し、仲間同士でイメージを共有したり、やりとりを楽しめるような活動を大切にします。活動面でも、副交感神経に替わり交感神経が優位になることで、全身運動がより活発になります。

## 3歳児保育目標「見たい、知りたい、やってみたい子ども」

運動発達では「～しながら～する」というような、二つの動作を統合させることができるようになってくる時期です。様々な動作を十分に経験することで、身体感覚を高めます。見たり、聞いたり、経験したことの中から、自分なりに考えたことを遊びの中で表現する時期です。自ら興味を持った知的要求を満足させる取り組みを大切にし、その環境を整えます。言葉での関わりが拡大してくる時期なので、簡単なやりとりができる、ごっこあそびやルール遊びなどを楽しむことで、友だちとの関わりが深まるように援助します。

## 4歳児保育目標

「経験したこと、感動したこと、考えたことを豊かに表現できる子ども」

経験したことを、筋道立てて話すことができるようになってきます。保育の中で、心が動くような様々な経験や体験を準備し、自分が感じたことを言葉で表現する機会を大切にします。子どもは、自分の考えや気持ちを言葉で表現することで、周りの人の反応から、自分を知る経験を積み重ねて自己認識が進んでいきます。

日々の遊びでは、友だちとの共通体験を通し、あそびを発展させたり、ルールの大切さを学び、相手の思いも受け入れながら自分の気持ちを調整する力が身につくように援助していきます。

## 5歳児保育目標「みんなで力を合わせて行動できる子ども」

自分の考えを一つ一つ言葉で表現しなくても、心の中でわかるようになり、自分を客観的に見ることができるようになってきます。特に、友だちの中で、自分がどう振る舞えばよいのかを考えて行動するようになります。

生活を丸ごと経験するお泊り保育や役を担って演じる発表会など、様々な行事や当番活動を通して、仲間同士での話し合いや力を合わせて目標を達成することで、仲間関係を深められるように援助します。自分の身の回りのことだけでなく、クラスや園の中でも、自分の力を発揮できる場面を保障し、自己肯定感を感じられるような取り組みを大切にします。

就学に向けて、知的要求にあった取り組みを考え、わかることの喜びを知り、就学への期待が持てるように援助します。

## 保育の方法

私たちの園は「一人ひとりを大切にする」という理念を持っています。集団保育の中で、一人ひとりを大切にするにはどうすればよいか、これを実践するために、乳児保育では「流れる日課と育児担当制」を、幼児保育では「異年齢混合保育」に取り組んでいます。

## 乳児保育の「流れる日課と育児担当制」について

子どもは、月齢や体力などによって一人ひとり生活リズムが違います。私たちの保育園は、眠りに注目し一人ひとりにあった日課をつくります。この保育は、一斉に食べたり寝たりしません。そのため、お腹がすいた時に食べ、眠たい時間に眠ることができ、子どもの生理的欲求を満たすことで、情緒が安定します。

また、子どもは、家庭で過ごすとき、一緒にご飯を食べる人や一緒にお風呂に入る人が、決まっていることが多いと思います。毎日決まった大人に関わってもらうことで、子どもは、その人と深い人間関係を築いていきます。そういう当たり前の生活を保育園で保障するために、育児に関わる保育士を決めています。保育士は、毎日担当の子どもに関わることで、子どものことをより深く理解すると考え、子どもにとっても、保育士にとってもよい効果を与えると考えています。

## 幼児保育の「異年齢混合保育」について

現代社会では少子化が進み、地域社会が閉塞になり、異年齢での交流が少なくなっています。この様な背景の中で、「異年齢混合保育」は、子ども同士の関わりを豊かに保障するねらいがあり、年齢別保育以上に、子どもの心の中に「大きい子の姿をみて生まれるあこがれの気持ち」や「小さい子との関わりの中で生まれる思いやりの気持ち」を育てることができます。



## 地域の親子や多世代とのかかわり

### (1) 子育て支援

地域の親子をサポートする「子育て支援」の取り組みを、保育園内で実施するほか、関係医療機関の岡山医療生活協同組合と連携して行います。また、地元の保育園や幼稚園、小学校の子どもたちとの交流や、地域の各種団体の行う行事に参加することで、子どもたちに豊かな経験や体験を保障します。

○地域の親子の受け入れや地域の子育て支援に取り組みます。

○地域との交流行事を再開します。

### (2) 一時預かり事業の提供

「6.開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日」に記載する時間において、一時預かり事業を提供します。

保育の内容については、「8.提供する保育の内容(1)特定教育・保育及び延長保育事業の提供」を参考にしてください。

## 給食の方針

児童の年齢により下記のとおり食事の提供を行います。

新鮮で、安心・安全な食材を使い、旬の野菜と魚を多く取り入れた保育園独自の献立作りに取り組んでいます。また、作って食べる活動を通して、子どもの食への関心を高め、自ら調理することで、主体的に生活する者としての自覚を高めます。

○子ども達のつくって食べる活動を大切にしています

- ・子ども達が、保育園敷地内にある畑で野菜を育て、収穫します
- ・毎日、給食の下ごしらえのお手伝いをしています
- ・可動式キッチンを完備し、子どもの調理環境を整えています
- ・魚をさばいてみせたり、丸ごとの魚を調理して食べたりしています

○旬の野菜と魚を中心にした給食をつくっています

- ・栄養士が、保育園オリジナルな献立を立てています
- ・家庭で食卓に登場しにくい食材や献立を取り入れています
- ・3歳以上児にも完全給食を実施しています
- ・平日のおやつは、手作りのものを用意しています

○一人ひとりにあった給食をつくっています

- ・離乳食は、準備食～前期食～中期食～後期食と、発達に合わせて作ります
- ・アレルギーのある子どもには、完全除去と代替食を実施しています  
(ミルク、魚介類、肉類、野菜、果物、穀類、調味料など)
- ・当日の急な体調不良にも、状態に合わせた食事を用意します

○安全で栄養のある食材を使っています

- ・食材は、可能な限り新鮮で安全もの(産直を含む)を使っています
- ・肉類は国内産のものを使っています

<p><b>昼食 おやつ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の方へは、毎月25日に翌月の献立表を配布します。</li> <li>・自園調理による完全給食で提供します。</li> </ul>
<p><b>アレルギー 等への対応</b></p>	<p>・園は、保護者に対し「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表の記載について」をお渡しします。その用紙に、必要事項を記入し、かかりつけ医等に提出してください。医師が記載した「園におけるアレルギー疾患生活管理指導表(岡山市・保育幼児教育課)」にもとづき、除去等の対応をいたします。</p>
<p><b>衛生管理等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定給食施設事業開始届を岡山市保健所へ届出済みです。</li> <li>・給食職員及び乳児保育担当職員は、毎月検便を行っています。</li> </ul>

●栄養給与目標(給食・おやつでとりたい栄養量の目安)

	エネルギー Kcal	蛋白質 g	脂質 g	カルシウム mg	鉄分 mg	ビタミンA μg	B1 mg	B2 mg	C mg
3歳未満児	463	20	15	225	2.3	200	0.25	0.28	20
3歳以上児	574	24	18	270	2.5	225	0.31	0.34	23

## 9. 年間行事予定 (2025年度)

実施月	保育園行事	健康管理 災害訓練	地域行事への 参加
4月	進級おめでとうの会 いのちを大切にす日		
5月	端午の節句 ◎クラス懇談会 劇団風の子観劇会 徒歩遠足(お弁当の日)	フッ素塗布①	交通安全教室 ①
6月	◎保護者総会 ◎父母の会総会 ◎給食試食会 平和について考える会 徒歩遠足(お弁当の日)	定期健康診断① 尿検査	◎救命救急講 習会
7月	七夕 お泊り保育②(5歳児)	歯科検診 医療生協との合同避 難訓練(2次避難)	
8月	土用の丑の日		
9月	◎おつきみかい すもう大会 芋ほり遠足(お弁当の日)	フッ素塗布②	
10月	◎ちびっこまつり(お弁当の日)		
11月	お泊り保育②(5歳児) ◎就学前懇談会(5歳児) ◎親子バス遠足(お弁当の日)	定期健康診断②	交通安全指導 ②
12月	◎おおきなあれのつどい(3歳児以上) 徒歩遠足(お弁当の日) クリスマス会	通報・消火訓練	
1月	七草	不審者訓練	
2月	節分 シルエット劇場(5歳児)	フッ素塗布③	
3月	ひなまつり お別れ遠足(お弁当の日) ◎卒園式(5歳児)		旭東小学校連 絡会/交通安 全指導③
毎月	絵本読み聞かせ	避難訓練 身体測定	

\* 参観・個人懇談

\* 家庭訪問 (新入園児及び家庭環境に変化があった場合に実施)

◎印は保護者が参加する行事

## 10. 利用の開始または利用の終了に関する事項

### (1) 利用の開始について

当園を利用するためには、居住する市町村に保育必要事由に該当する認定（2号・3号）を受け、岡山市の利用調整を経て施設利用決定を受ける必要があります。詳しくは居住する市町村の窓口にお尋ねください。また、居住する市町村に当園の利用申し込みをされる場合には、事前に当園の施設見学をしていただくなど、当園の運営方針や保育内容等を十分にご承知ください。利用決定した後は当園に対し、家庭状況調査表・成育歴等についての調査表などを提出頂きます。

### (2) 利用の終了について

当園の利用は、以下の理由により終了します。

- ① 園児が小学校に入学するとき。
- ② 保護者の方の保育必要事由が無くなったとき。なお、保育必要事由の認定については居住する市町村の窓口にお尋ねください。
- ③ 保護者の方から退園の届出があったとき。なお、退園届は退園希望月の前月20日までに必ず提出ください。
- ④ その他、当園の利用継続に当たり重大な支障や利用継続困難な理由があるとき。

## 11. 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。連絡帳は、毎日記入し、各クラスの連絡帳入れに入れてください。

園からの行事や共通連絡事項などのお知らせについては、月に1回園だよりを発行し、随時、掲示板への掲示をします。おたより入れと連絡帳を毎日確認してください。

## 12. 保護者会について

保護者の自主運営による保護者会（父母の会）があります。毎月役員会を開催するとともに、年に1回総会を開いています。総会では、保護者同士の意見交換会や交流を行います。子どもを真ん中に保護者と保育園が手をつなぎ、より良い保育が行えるよう共に協力しています。

### 13. 当園の利用に際し留意していただきたいこと

登園時間	登園は9時までにお願ひします。 10時以降は、通用門の扉を施錠しますので、インターホンを利用して下さい。
欠席、又は登園時間が遅れる場合	当日の欠席連絡、又は登園が遅れる場合の連絡は、9時までにご連絡下さい。（コドモンアプリで連絡ができます。）
お迎えが遅れる場合	お迎えの人および時間については、毎日必ず連絡帳に記入をしてください。万が一、急に変更になる場合や遅れる場合は事前に連絡を入れてください。（コドモンアプリで連絡ができます。）
体調不良やけがの場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>登園後に37.5℃を超えた場合はお迎えの連絡をさせていただきます。なお、発熱以外にも、下痢、機嫌、食欲、顔色、肌の状態など全身の様子を見ますので、熱が高くなくても連絡を入れる場合やお迎えのお願いをすることがあります。</li> <li>保育中のけがなどで受診する場合には、保護者に連絡を入れます。連絡がつかない場合でも、緊急を要する時には、囑託医の指示を仰ぎ、受診する場合があります。</li> </ul>
感染症	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園では、特に予防すべき感染症の取り扱いについて、岡山市医師会連合会の指導にもとづく岡山市教育委員会の扱いに準じて行うこととされています。 別紙1に記載の学校感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園する場合は、「証明証」様式1が必要な場合はかかりつけ医に記入してもらい、提出してください。医療機関によっては文書料が必要になる場合があります。</li> <li>ご家族が感染症にかかった場合は、必ず保育園までお知らせください。また、きょうだいの通われている学校での流行情報などもお知らせください。</li> </ul>
与薬	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療行為に当たるため原則として行いません。 受診時には、保育園に通園していることを主治医に伝え、朝晩の服用で済むように相談してください。</li> <li>保育時間中に、どうしても与薬（抗生物質など）が必要な場合は、必要事項を「与薬依頼書」様式2に記載し、事務室前の薬箱へ提出してください。「与薬依頼書」を忘れたり、記載漏れがある場合は与薬できないため、ご注意ください。</li> </ul>
延長保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>延長保育を1年のうちに1度でも利用する可能性のある方は、「延長保育利用申込書」様式3を提出してください。</li> <li>利用した際は、その都度「延長保育利用簿」に記入してください。</li> <li>私用による延長保育の利用はご遠慮ください。保育短時間の方が認</li> </ul>

	定時間を超えて利用する場合は短時間延長保育扱い（別途「短時間延長保育料」を徴収）となりますのでご了承ください。また、18時以降の延長保育（別途「遅番保育料」を徴収）を利用される場合は、 <u>認定区分に関わらず当日17時30分までに必ずご連絡ください。</u>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園周辺は朝の交通規制があります。</li> <li>・ 交通ルールを遵守し、園内独自のルールに従って送迎してください。（詳細は別紙2参照のこと）</li> </ul>
土曜日保育	<p>私用による土曜日保育の利用はご遠慮ください。</p> <p>利用する場合は、<u>該当週の木曜日登園時（9時）</u>までに申し込みをしてください。（コドモンアプリで申し込みができます。）</p> <p>保育体制や給食準備のため、子どもの人数を把握する必要があります。</p> <p>申し込みがない場合は欠席扱いとさせていただきます。</p>

#### 14. 健康診断等について

健康診断 歯科検診	<p>嘱託医による健康診断（年2回）、歯科検診（年1回）があります。</p> <p>検診の結果については、結果のお知らせを配布するとともに児童票（日々の成長記録）に記載します。</p>
身体測定	<p>毎月1回、身体測定を行います。結果については、お知らせするとともに児童票（日々の成長記録）に記載します。</p>
検尿	<p>3歳以上児については、毎年6月に検尿を行います。検査結果については、お知らせするとともに児童票（日々の成長記録）に記載します。</p>
フッ素塗布	<p>年3回、歯へのフッ素塗布を希望者に実施します。</p> <p>日程のお知らせや希望調査は、コドモンにてお知らせします。</p> <p>費用は実費徴収します。</p>
発達相談	<p>随時行っています。子どもの発達についてより細やかな対応ができるよう専門機関とも連携が取れるようにしています。</p>

※その他、お子さんの日ごろの様子でご心配なことがありましたら御相談下さい

## 15. 集金（延長保育料や実費徴収の料金）

集金は、月1回、個別に集金袋で行います。

- ・毎月2日間の集金日があります。
- ・前月分を請求します。
- ・集金日以外は、必ず事務所の職員に手渡しで渡し、現金の確認を受けて、領収証を受け取ってください。
- ・入金日が遅れる場合は、園長にご相談ください。

## 16. 保護者の負担について

### (1) 月額保育料

特定教育・保育施設に係る利用者負担額として、居住する市町村から納入通知が送付されます。詳しくは居住する市町村の窓口にお尋ねください。

### (2) 短時間延長保育料

	摘 要	金額(円)
月額	月額C：7時00分～8時30分、 16時30分～18時00分 1カ月間に1回以上の利用があった場合 ※子どもが行事等に参加したことにより延長した場合も徴収させていただきます	1,000

### (3) 遅番保育料

	摘 要	金額(円)
日額	18:00から18:45まで	300
	18:46から19:00まで	100
月額	月額A：18:00から18:45まで (ただし、18:46以降の利用は1回ごとに+100円の追加料金)	3,000
	月額B：18:00から19:00まで	4,000

※遅番保育料の算定について※

日額利用申込者の料金は月額の料金を上限として算定します。また、月額利用申込者については、日額料金または月額料金を比較して低額の方を請求します。

※延長保育利用料の減免について※

短時間延長保育料、および、遅番保育料については、利用園児の保護者が生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯に該当する場合には、月当たり4,000円を超えない範囲で延長保育利用料を減免します。

(4) 一時預かり事業に係る利用料金 ※年齢は利用する月の初日の満年齢です

①月額料金表（10時間）

月額	月極時間(10時間以内) (給食・おやつ含む)	6か月～ 1歳未満	満1歳～ 3歳未満	満3歳～ 就学前
月額保育料 (10時間)	7:30～17:30	/	61,000円	37,000円
	8:00～18:00			
延長料金 (10時間以降)	10時間を超えて18時までの間で延長して利用する場合の1時間ごとの料金			350円追加
月額給食費	給食(ミルク含む)・おやつ代		なし (保育料に含みます)	5,000円

②月額料金表（8時間）

月額	月極時間(8時間以内) (給食・おやつ含む)	6か月～ 1歳未満	満1歳～ 3歳未満	満3歳～ 就学前
月額保育料 (8時間)	7:30～15:30	/	/	/
	8:00～16:00			
	8:30～16:30			
	9:00～17:00			
延長料金 (8時間以降)	8時間を超えて18時までの間で延長して利用する場合の1時間ごとの料金		350円追加	250円追加
月額給食費	給食・おやつ代		なし (保育料に含みます)	5,000円

③日額料金表

日額		基本時間 (5時間以内)	6か月～ 1歳未満	満1歳～ 3歳未満	満3歳～ 就学前
短時間 (3時間)	午前	9:00～12:00	/	/	/
		9:30～12:30			
基本料金 (5時間)	午前	7:30～12:30	/	/	/
		8:00～13:00			
		8:30～13:30			
		9:00～14:00			
	午後	12:00～17:00			
		13:00～18:00			
延長料金 (5時間以降)	5時間を超えて18時までの間で延長して利用する場合の1時間ごとの料金		550円追加 (17時まで)	350円追加	250円追加
実費	給食(ミルク含む)		300円		
	おやつ		50円		

④一時預かり利用料の減免について

利用園児の保護者が生活保護受給世帯又は市民税非課税世帯に該当する場合は、申立書を提出していただくことで、一日当たり2,000円を超えない範囲で利用料を減免します。

⑤ 一時預かり事業に係る利用料金の徴収

月額保育料による利用者は、事務室にて毎月5日に現金でお支払いいただき、領収証を受け取ってください。日額料金による利用者は、利用日当日に利用料券売機により必要なチケットを購入して、一時預かり事業担当者に提出してください。

(5) 実費徴収額 以下のとおり、保育に必要な費用を徴収します。

項目		内容・負担を求める理由・目的	金額	支払時期
給食費		(3歳児以上) 主食費	月額 2,000 円	毎月の 集金日 集金袋 で徴収
		(3歳児以上) 副食費	月額 4,800 円	
衛生消耗品費		衛生消耗品費購入費用等	月額 200 円	
駐車場利用料		利用者のみ	月額 1,000 円	
日本ｽｯｰツ振興センター掛金		日本ｽｯｰツ振興センター掛金 (年額)	年額 240 円	5月の 集金日 集金袋 で徴収
誕生日絵本代		実費 ※1	400 円	購入の 翌月の 集金日 集金袋 で徴収
乳児用連絡帳	(0歳)	実費 ※1	210 円	
連絡帳	(1歳児以上)	実費 ※1	190 円	
午睡マット	(2歳児以上)	実費 ※1	3,300 円	
雑費袋	(全員)	実費 ※1	80 円	購入の 翌月の 集金日 集金袋 で徴収
通園バック	(2歳児以上)	実費 ※1	869 円	
カラー帽子	(1歳児以上)	実費 ※1	1,188 円	
おしめ	紙おしめ	(利用者のみ) 実費	20 円	
	紙パンツ	(利用者のみ) 実費	40 円	
	布おしめとおしめカバーのレンタル	(利用者のみ) 実費 学年別による月額料金 ※償らし保育及び移行期は該当料金の半額	0歳児 4,180 円 1歳児 3,150 円 2歳児以上 2,200 円	
フッ素塗布	(希望者のみ) 実費 * 歯ブラシ代含む	500 円		
DVD代 ブルーレイ代	(希望者のみ) 実費ではありません * 費用の一部を園が負担しています	4,000 円～ * ブルーレイは DVD よりも高くなります		
教材代金	(必要に応じて・希望者のみ) - マーカー・クレヨン・自由画帳・白衣 等 -	実費		
園外行事	(参加者) 入場料・交通費(バス代) 他	実費		
園行事のキャンセル料	* 前日(平日のみ)の正午以降にキャンセルの場合は実費徴収します	実費		

※実費による項目は、納入業者による価格改定が実施された場合は変更になります。

\* 給食費主食費(3歳児以上)の減免について\*

園児の保護者がA階層に該当する場合には、月当たり半額を減免します。

## 17. 賠償責任保険の加入

### (1) 保険会社

東京海上日動火災保険株式会社（全私保連制度）

### (2) 保険の種類

大型セット（傷害補償のみコース）

### (3) 保険金額

施設・施設業務	1 事故	1,000,000,000円（対人）
	1 名につき	1,000,000,000円（対人）
	1 事故	10,000,000円（対物）
生産物（給食）	1 事故（保険期間中）	1,000,000,000円（対人）
	1 名につき（保険期間中）	1,000,000,000円（対人）
	1 事故（保険期間中）	10,000,000円（対物）

## 18. 緊急時の対応について

当園には、緊急時対応のため「一斉配信システム」がありますので、必ず登録をお願いします。

(1) 保育の提供時に緊急事態（災害等を含む）が生じたときは、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先に連絡をします。

(2) 園児の体調に異変があった時は、保護者に連絡後、嘱託医又は園児のかかりつけ医にも連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合は、お子様の身体の安全を最優先させるため、当園が責任を持ってしかるべき対応を行いますのであらかじめご了承ください。

◇ 嘱託医 「4 岡山協立保育園の概要」をご覧ください。

◇ 岡山市中消防署

岡山市中区今在家地先 TEL 086-275-1119

◇ 岡山中央警察署

岡山市中区浜1丁目19番39号 TEL 086-270-0110

## 19. 気象警報発令時等の対応について

岡山市から、2021年5月25日付で発出された通知『防災情報「警戒レベル」での休園等の取扱いについて』に沿って対応をします。（別紙5）

地域や園の状況によっては、この限りではなく、子どもの安全確保を最優先にした対応を図りますので、園の判断で休園する場合があります。その場合も、一斉配信システムでお知らせします。

## 20. 非常災害時の対策

消防計画 作成(変更) 届出書	岡山市中消防署 平成23年5月25日届出			
	防火管理者		園長 坪中弘子	
避難訓練	火災及び地震・水害を想定した避難訓練と消火訓練（月1回）を実施します			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯			
避難場所	第1避難場所	岡山協立保育園	第2避難場所	岡山医療生活協同組合コムコム3階

## 21. 虐待防止のための措置

当園は、園児に対して、暴力行為・わいせつ行為・無視・保育の放棄その他心身に有害な影響を与える行為をしないほか、園児の人権擁護・虐待防止のため責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行っています。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに岡山市こども総合相談所ほか関係機関に通告し、連携・協力して適切に対処します。

◇ 岡山市こども総合相談所（児童相談所）

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号（岡山市保健福祉会館5階）

TEL 086-803-2525

◇ 岡山市中区福祉事務所

岡山市中区赤坂本町11番47号

TEL 086-901-1231

## 2 2. 保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

### (1) 当園の相談・苦情対応窓口について

- ◇相談・苦情受付担当者 檀上 艶子（主任保育士）
- ◇解決責任者 坪中 弘子（園長）
- ◇第三者委員 山根 一郎（役職 評議員） TEL 086-943-3139
- ◇第三者委員 藤原 弘典（役職 監 事） TEL 086-287-6199
- ◇面接、電話、文書等の方法により相談・苦情等を受け付けています。

### (2) 当園以外の相談・苦情受付窓口について

- ◇ 岡山市岡山っ子育成局 幼保運営課 指導係  
岡山市北区大供一丁目1番1号 TEL086—803—1227
- ◇ 岡山県運営適正化委員会（社会福祉法人岡山県社会福祉協議会）  
岡山市北区南方二丁目13番1号（岡山県総合福祉・ボランティア・  
NPO会館「きらめきプラザ」3階） TEL086—226—9400

## 2 3. 個人情報保護について

在園児とその保護者の皆様の個人情報の取り扱いに関して、『社会福祉法人にじのこ福祉会岡山協立保育園 個人情報保護方針』（別紙3）にもとづき、情報の管理と利用をしていきます。「利用目的一覧」（別紙4）に掲載している、個人情報の利用目的は、原則としては、岡山協立保育園の保育業務推進、園運営のために不可欠な事項です。特にお申し出のない場合は、同意いただいたものとして取り扱います。ただし、園児や保護者の方の写真・動画を対外的に使用するかどうかについては、「在園児とその保護者 聞き取り票」（様式4）により入園児に全員確認します。必ず、全員提出をしてください。

別紙 1 学校感染症の一覧と、登園のめやす

病 名	登園のめやす	登園するときに必要な書類	
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから	証明書	
風疹（三日はしか）	発疹が消失してから		
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで		
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶた化してから		
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、充血等）が消失した後、2日を経過するまで		
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	医師により感染の恐れがないと認められるまで。（無症状病原体保有者の場合、トイレで排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）		
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失してから		
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで		
百日咳	特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療を終了するまで		※溶連菌感染症、とびひは医師の判断による
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで		
髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症）	医師により感染の恐れがないと認めるまで		
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること		
伝染性膿痂疹（とびひ）	医師の判断による		
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで		
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後3日を経過すること		
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること	× 不要だが医師の指示に従って登園	
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタウイルス等）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること		
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと		
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと		
突発性発疹	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと		
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること		
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること		
带状疱疹	すべての発疹がかさぶた化してから		

※伝染性軟属腫（水いぼ）・アタマジラミについては、医師に相談してください。

※ 伝染性膿痂疹（とびひ）については、その数・年齢・程度によって、出席停止に関する判断は主治医及び嘱託医の判断に任せることが望ましいとしております。

※ 上記以外の感染症については主治医及び嘱託医とよく相談してください。

### 学校伝染病の第3種伝染性膿痂疹（とびひ）について

伝染性膿痂疹（とびひ）は、ブドウ球菌性膿痂疹と連鎖球菌性膿痂疹に分類される。症例数の上で圧倒的に多いブドウ球菌性膿痂疹は、夏季に乳幼児に好発し、伝染力が強い。紅斑に始まり、水疱、膿疱を生じ、破れやすく容易にびらんを生じる。破れた内容物が周囲や離れた部位に感染を起こし、次々と新しい病巣を作る。

学校伝染病（出席停止）の第3種として取り扱う疾患である。これから除外することは出来ない。とびひは、強い伝染力をもつ。しかしながら、その範囲、個数、年齢により、伝染性、登校停止に関する主治医の判断に差が生じるが、個々の主治医の判断にまかせることが望ましい。

岡山市内医師会連合会よりの通知（原文のまま）

## 岡山協立保育園の交通ルールに関する約束

園周辺は朝の交通規制があります。

交通ルールに従うと共に、園内独自のルールを必ず守ってください。

園周辺は通学路になっています。小学生、中学生、高校生が徒歩や自転車で行き来します。道幅が狭い上に大変交通量が多い道路なので、くれぐれも車の運転には気をつけてください。

1. 7：30までに保育園駐車場から退出できる方は、保育園駐車場を利用ください。  
7：20から8：45までに駐車場を利用する方は「のざき」又は「鶴松」の駐車場を利用ください。 \*月から金まで借りています（地図参照）  
8：45以降は保育園駐車場を利用ください。  
土曜日は、終日保育園駐車場を利用ください。
2. 登園、降園の際は、保育園が発行する「駐車許可証」をフロントガラスから見える位置に置いてください。  
駐車場地権者との約束になっています。
3. 駐車の際は、白線の中に止めてください。  
雨が降っている時や、ゴミの収集日は特に危険です。バックする時は、自転車や歩行者に接触しないよう十分注意してください。
4. 車から離れる時は短時間でも必ず施錠し、子どもを車中に残したり、貴重品を置かないようにしてください。
5. 自転車で登降園される場合は、自転車置き場に置いてください。前輪は車止めに着け自転車を真っすぐに駐輪してください。子どもさんには必ずヘルメットを着用させましょう。

# 岡山協立保育園 新園舎周辺交通地図



## 注意事項

### (1) 進入路について

**赤** 進入路①…7:30 までに保育園駐車場を出られる方と、8:45 以降に登園する方の通路  
 ※通学路になっているため、8:45 以降は交通ルールを守って通行してください。

**緑** 進入路②…7:20 以降 8:45 までに登園する方(徒歩)の通路

進入路③…9:00 以降進入可能

### (2) 駐車場について

**月~金曜日**

- 7:20~8:45 までは「お好み焼き のざき」と「焼き肉鶴松」の駐車場を利用してください。
- 「お好み焼き のざき」と「焼き肉鶴松」の駐車場からは緑のルート→を徒歩にて登園してください。

**土曜日**

- 保育園の駐車場を利用してください。(7:00~18:00)

### 別紙 3

## 社会福祉法人にじのこ福祉会岡山協立保育園 個人情報保護方針

- 「保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても同様とする。」  
(児童福祉法第 18 条の 22)
- 「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」  
(個人情報の保護に関する法律第 3 条)

私たちは、個人情報を安全かつ的確に保護するために、以下の方針を策定し、維持・運用し、継続的に改善していきます。

#### (基本理念)

1. 個人の人格を尊重し、人権を守るように努めます。「個人の情報が守られる権利」を擁護します。「個人情報の保護に関する法律」をはじめ、関連法令および行政機関の規範やガイドライン等を遵守します。

#### (利用目的と取得)

2. 取り扱う個人情報は、「児童福祉法」および「保育所保育指針」に基づいた本園の保育方針や事業活動方針を円滑に実施する目的にのみ利用します。個人情報は適正な手段によって取得します。また、個人データは、その正確性の維持に努めます。

#### (安全管理)

3. 個人データは、目的や様態を問わず大切に取り扱いします。また、その安全管理のために、必要で適切な措置を講じます。

#### (第三者提供)

4. 利用目的にあらかじめ明示してある場合および「個人情報の保護に関する法律」に例外として規定してある場合以外には、個人データの第三者提供を行うことはありません。

#### (開示、訂正、利用停止)

5. ご本人等から、保有個人データの開示、訂正あるいは利用停止を求められた場合は、あらかじめ定める手続きによって、迅速かつ適切に対応します。

#### (苦情解決)

6. 利用者は、本園の苦情処理解決事業（第三者委員を含む）を利用することができます。

#### (推進体制)

7. この方針を実施するために、個人情報保護システムを確立し、必要な規則等を定め、責任体制を確立し、全ての職員の教育を進め、適切な手段を用いて広く公表します。

別紙 4

利用者等に係る個人情報の利用目的一覧

(2010年7月1日公表)

社会福祉法人にじのこ福祉会  
岡山協立保育園

1. この一覧において対象とする「利用者等」とは以下を総称します。

- ・園児とその保護者
- ・園開放参加者や見学者、育児相談来園者
- ・取引業者
- ・その他、職員等を除く園利用者
- ・卒園児とその保護者
- ・ボランティア、実習生
- ・協力団体等の役職員

※職員等（全ての処遇の職員、嘱託者、委嘱者、退職者、入職予定者を含む）に関しては、別に定め、関係者に公表します。

2. 以下の利用目的に、利用者等から提供された個人情報および個人データを、必要最小限の範囲で使用します。(利用目的一覧)

利用目的の種類	具体的な利用の仕方
1. 保育サービス提供のための利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保育の記録（児童票、個人記録、保育計画、安全管理など）</li> <li>②連絡体制の整備</li> <li>③とりくみや行事の記録（写真、動画など）</li> <li>④園内おたより（園だより、クラスだより、給食便りなど）</li> <li>⑤入退園事務</li> <li>⑥会計経理事務（費用請求など）</li> <li>⑦保育向上のための研究、研修資料</li> <li>⑧事故等の内部報告</li> </ul>
2. 第三者提供に当たらない他の事業者等への提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>①法人内での保育向上のための情報共有</li> <li>②業務委託 <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児対象の傷害保険等に係る事務</li> <li>・健康診断、歯科検診、フッ素塗布</li> </ul> </li> </ul>
3. 第三者提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>①国、県、市への運営費、補助金等請求事務</li> <li>②岡山協立保育園父母の会活動の推進</li> <li>③園外広報（ホームページ、SNS、ポスター、TV・新聞等のマスメディアなど）</li> <li>④小学校入学または転園等の円滑化</li> <li>⑤本園内で受け入れる実習生への情報提供</li> <li>⑥協力団体の活動推進に必要な場合</li> <li>⑦個人情報保護法第23条に規定する例外事項に該当する場合</li> </ul>

3. この利用目的に同意できない場合は、岡山協立保育園までお申し出ください。(受付担当：檀上艶子)

## 気象警報発令時等における臨時休園の取扱いについて

2021年5月25日付で、岡山市から発出された通知『防災情報「警戒レベル」での休園等の取扱いについて』に沿って、園が所在するエリアに気象警報が発令された場合等に、子どもたちの安全を確保するため、以下のとおり対応することとなりましたのでお知らせします。

各ご家庭でも緊急時の対応についてお話しくださいますようお願いいたします。

### 1 園が所在するエリアに気象警報等が発令された場合の取扱いについて

旭東小学校区

小橋町2丁目 御幸町 さくら住座 桜橋1~4丁目 新京橋1~3丁目  
旭東町1~3丁目 門田屋敷本町 門田屋敷2丁目~5丁目 網浜  
赤坂本町 赤坂台 赤坂南新町 東山3~4丁目

※状況によって、園の判断で休園する場合があります。

		開園予定時刻の 1時間前から 開園までの間の発令	開園中の発令
気象警報・ 注意報 (気象庁)	注意報	開園します	通常どおり保育を継続します
	警報 *波浪警報を除く *高潮警報を除く	保育が必要な子どもについては通常どおり保育を実施しますが、可能な範囲で家庭保育のご協力をお願いします	保育を継続しますが、できるだけ早くお迎えをお願いします
	特別警報	休園(終日)します	保育を中止しますので、園または避難場所等へお迎えをお願いします
避難情報 (岡山市)	警戒 レベル3 高齢者等 避難	休園(終日)します	保育を中止しますので、園または避難場所等へお迎えをお願いします  *避難場所は、「20.非常災害時の対策」を参照してください
	警戒 レベル4 避難指示 (緊急)		

### 2 地震が発生した場合の取扱いについて

- ・震度5弱以上の地震が閉園後から開園までの間に発生した場合は、園の施設等の安全確認のため、休園(終日)します。
- ・開園中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、できるだけ早くお迎えをお願いします。(お迎えまでは、園または避難場所等で待機します)



「与薬依頼書」

薬はできるだけご家庭で飲めるように与薬の時に医師とご相談ください。

★止むをえない場合のみお預かりいたします。

\_\_\_\_月\_\_\_\_日      クラス \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

薬の内容は 抗生物質・風邪薬・下痢止め・咳止め・点眼薬

その他 \_\_\_\_\_

与薬時間は 給食後    おやつ後    その他 (                      )

薬は一回分ですか。 (ハイ・イイエ)

その他の連絡事項 \_\_\_\_\_

- ・ 事務室前の薬箱でお預かりいたします。
  - ・ 必ず「与薬依頼書」にご記入ください。
  - ・ 薬は一回分だけお持ちください。
- (医師の指示の分量でお家で薄めたりませたりしないで)
- ・ 容器、持参した薬にも名前を記入してください。
  - ・ 服用後の空容器は事務室前の薬入れに置いておくので、降園時にお持ち帰りください。

「与薬依頼書」

薬はできるだけご家庭で飲めるように与薬の時に医師とご相談ください。

★止むをえない場合のみお預かりいたします。

\_\_\_\_月\_\_\_\_日      クラス \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

薬の内容は 抗生物質・風邪薬・下痢止め・咳止め・点眼薬

その他 \_\_\_\_\_

与薬時間は 給食後    おやつ後    その他 (                      )

薬は一回分ですか。 (ハイ・イイエ)

その他の連絡事項 \_\_\_\_\_

- ・ 事務室前の薬箱でお預かりいたします。
  - ・ 必ず「与薬依頼書」にご記入ください。
  - ・ 薬は一回分だけお持ちください。
- (医師の指示の分量でお家で薄めたりませたりしないで)
- ・ 容器、持参した薬にも名前を記入してください。
  - ・ 服用後の空容器は事務室前の薬入れに置いておくので、降園時にお持ち帰りください。

※この様式は事務所でお渡しします。必要に応じてこのページをコピーして、ご利用いただくことも可能です。

## 遅番延長保育の利用申し込みについて

お仕事の都合などで通常の保育時間(18時まで)を超えて延長保育を希望される方は遅番延長保育を利用できます。軽食またはミルク(夕食にかわるもの)を提供して、保育士2名以上が保護者の方がお迎えに来られるまでの間、保育をします。ただし、私用でのご利用はご遠慮ください。

### (利用法)

「延長保育利用申込書」は年度ごとに提出が必要になります。延長保育が必要な日は、事前に連絡帳または登園時に担任への伝言をお願いします。また、急な都合でお迎えが18時に間に合わない場合は、17:30までに電話でお知らせください。お迎えの際には、「遅番延長保育簿」にお迎え時間と児童名を記入してください。

### (利用申込)

日額利用申込者の料金は月額の料金を上限として算定します。また、月額利用申込者については、日額料金または月額料金を比較して低額の方を請求します。

日	18:00 から 18:45 まで	3000円
額	18:00 から 19:00 まで	4000円
月額	月額A: 18:00 から 18:45 まで (18:46以降は1回ごとに+100円の追加料金)	3000円
月額	月額B: 18:00 から 19:00 まで	4000円

お迎えの時間は、延長保育室専用のデジタル時計で統一し、その時間をご記入いただきます。

## 遅番延長保育利用申込書

年 月 日

岡山協立保育園長 殿

保護者氏名

2025年度の延長保育の利用を申し込みます。

※どちらかへ☑をしてください。

日額  
延長保育が必要な日は、必ず 17:30 までに連絡します。

月額  
延長保育が不要な日は、必ず 17:30 までに連絡します。

切り取り線

※以下は、月額利用をご希望の方のみご記入ください。

◆月額利用を(□1年間・□月単位)で申し込みます。

※どちらかへ☑をしてください。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
A . B											

※該当月にAまたはBへ○印をつけてください。

※月単位の申込の方は、該当月のみご記入ください。

この利用は、ご利用いただくことにより、保護者の方の負担を軽減し、保育の質を向上させることを目的として、ご利用いただくこととさせていただきます。※

様式 4

個人情報保護に関するお願いと聞き取り

岡山協立保育園

在園児とその保護者のみなさんの個人情報の取り扱いに関して、お知らせとお願いです。以下の文書をご参照いただきながら、お読みください。

- ・岡山協立保育園 個人情報保護方針 **別紙 3**
- ・利用者等に係る個人情報の利用目的一覧 **別紙 4**

- ① 園では、以前から、個人情報の保護やプライバシーの尊重について、職員教育を行ってきています。また、個人情報保護法の施行を受けて、園外への広報物等に写真・動画を使う際は、あらかじめ同意を得たご家庭のお子さんの写真のみ使用するようにすると共に、園内の個人情報保護体制の整備を進めてきました。
- ② 「岡山協立保育園 個人情報保護方針」を策定し、園が保持する個人情報について、今後いっそう、適正な取得と利用、保管、事故防止につとめていきます。
- ③ 「利用目的一覧」に掲載している、個人情報の利用目的は、原則としては、岡山協立保育園の保育業務推進、園運営のために不可欠なことからです。特にお申し出のない場合は、同意いただいたものとして取り扱います。  
その上で、園児や保護者の方の写真・動画を対外的に使用するかどうかについてののみ、下記「聞き取り票」によって、ご家庭の意向を確認します。  
※この聞き取りは入園の際に行います。その都度の確認は行いませんが、変更がある場合は下記の用紙に記入し提出してください。

- 下の「在園児とその保護者 聞き取り票」にご記入、ご提出ください。
- 分からない点などありましたら、なんでもお気軽に、お問い合わせ、ご相談ください。

岡山市中区桜橋 3 丁目 1 番 51 号 岡山協立保育園 (電話) 086-272-4111

在園児とその保護者 聞き取り票

岡山協立保育園「個人情報保護方針」のもと、以下の項目についておたずねします。

① 保護者氏名	記入日 年 月 日
② 園児氏名 (在園児全員)	
③ 「個人情報保護方針」と「利用目的一覧」を ・受け取りました      ・まだ受け取っていません	
④ 利用目的「3.第三者提供ー③園外広報」について、写真・動画を使用することに ・同意する      ・同意しない	



